

令和5年住宅・土地統計調査

住宅及び世帯に関する基本集計（確報集計）結果の概要

（広島県確定値）

（令和5年10月1日現在）

総務省は、令和5年10月1日現在で「住宅・土地統計調査」を実施した。この調査は、我が国における住宅及び住宅以外で人が居住する建物に関する実態並びに現住居以外の住宅及び土地の保有状況その他の住宅などに居住している世帯に関する実態を調査し、その現状と推移を全国及び地域別に明らかにすることにより、住生活関連諸施策の基礎資料を得ることを目的としている。調査は昭和23年以来5年ごとに実施しており、令和5年住宅・土地統計調査はその16回目に当たる。

今回は令和6年9月25日に公表された「住宅及び世帯に関する基本集計（確報集計）結果」をもとに、広島県の結果の概要について、本県が独自にとりまとめたものである。

※市区及び人口1万5千人以上の町について、結果表章（人口は令和2年国勢調査時点）

目 次

1	総住宅数と総世帯数	1
2	空き家	2
3	住宅の建て方	5
4	住宅の構造	6
5	住宅の所有の関係	7
6	住宅の規模	8
7	借家の家賃	9
8	高齢者のいる世帯の状況	10
9	現住所以外の住宅の所有状況	12
付表	市町別の主な指標	13
参考	調査の概要	14

令和6年10月

広島県総務局統計課

用語の解説

住宅

一戸建の住宅やアパートのように完全に区画された建物の一部で、一つの世帯が独立して家庭生活を営むことができるように建築又は改造されたものをいう。なお、いわゆる「廃屋」については、この調査では住宅としていない。

(注) 一戸建以外（長屋建、共同住宅、その他）の住宅数は、その建物内に入る一つ一つの住宅の数である。

主世帯

1住宅に1世帯が住んでいる場合はその世帯を「主世帯」とし、1住宅に2世帯以上住んでいる場合には、そのうちの主な世帯（家の持ち主や借り主の世帯など）を「主世帯」とした。

高齢者のいる世帯

65歳以上の世帯員がいる主世帯を「高齢者のいる世帯」とし、次のとおり区分した。

- ・ 高齢単身世帯

 - 65歳以上の単身の主世帯

- ・ 高齢者のいる夫婦のみの世帯

 - 夫婦とも又はいずれか一方のみが65歳以上の夫婦のみの主世帯

- ・ 高齢者のいるその他の世帯

 - 高齢者のいる世帯から上記の二つを除いた主世帯

その他の用語は、『令和5年住宅・土地統計調査 調査の結果 用語の解説』を参照のこと。

<https://www.stat.go.jp/data/jyutaku/2023/tyousake.html>

利用上の注意

- 1 本文及び図表の数値は、表章単位未満の位で四捨五入しているため、総数と内訳の合計は必ずしも一致しない。
- 2 「-」は、該当数値がないもの、又は数字が得られないものを示す。

1 総住宅数及び総世帯数

- ◇ 総住宅数は1,465,500戸、平成30年から2.4%の増加となり過去最多
- ◇ 1世帯当たりの住宅数は1.18戸と、平成25年以降は同水準で推移

令和5年10月1日現在における広島県の総住宅数は1,465,500戸で、平成30年と比べ2.4%（34,800戸）の増加、総世帯数は1,240,900世帯で、平成30年と比べ、2.0%（24,400世帯）の増加となっている。総住宅数及び総世帯数共に一貫して増加が続いており、過去最多となっている。

1世帯当たりの住宅数について、昭和38年までは総世帯数が総住宅数を上回っていたが、昭和43年に逆転し、その後は総住宅数が総世帯数を上回っており、令和5年は1.18戸と、平成25年以降は同水準で推移している。<図1、表1>

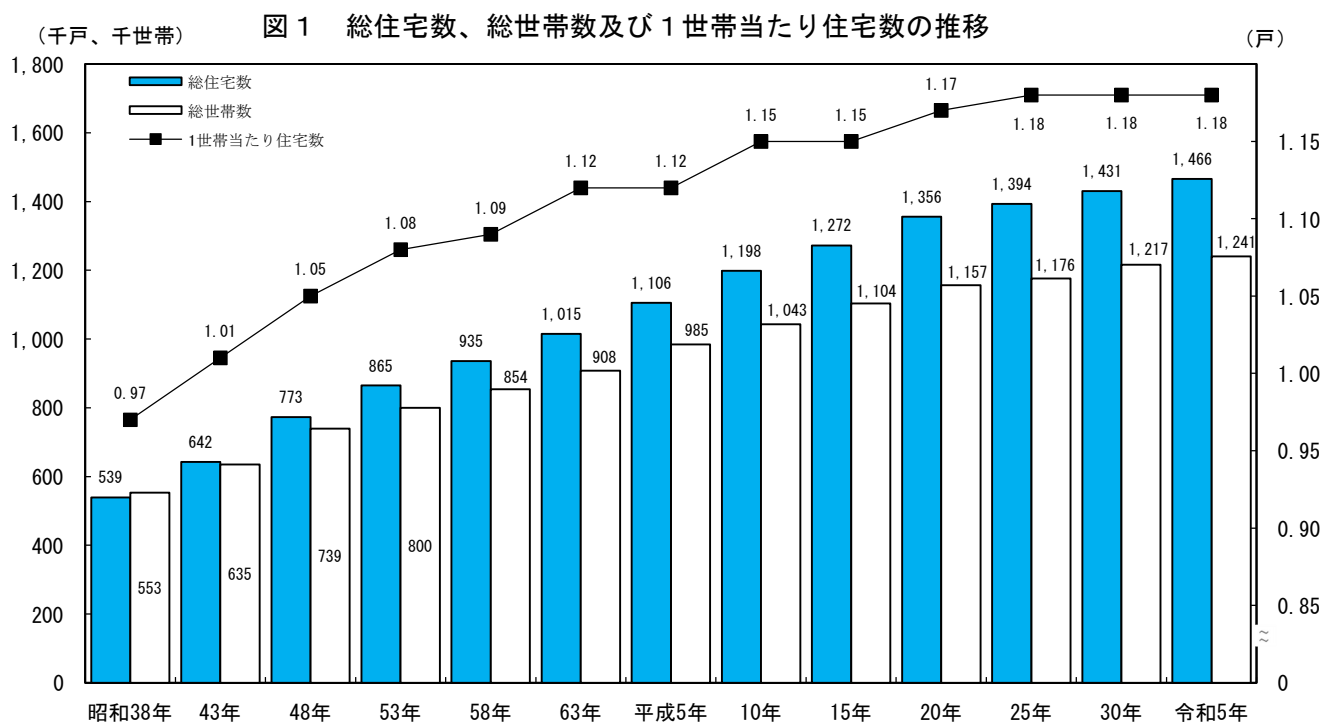


表1 総住宅数、総世帯数及び1世帯当たり住宅数の推移

年次	実数			5年間の増減数		5年間の増減率(%)	
	総住宅数(戸) 1)	総世帯数 (世帯)	1世帯当たり 住宅数(戸)	総住宅数(戸) 1)	総世帯数 (世帯)	総住宅数 1)	総世帯数
昭和38年	539,000	553,000	0.97	-	-	-	-
昭和43年	642,280	634,720	1.01	103,280	81,720	19.2	14.8
昭和48年	772,800	739,400	1.05	130,520	104,680	20.3	16.5
昭和53年	864,600	799,500	1.08	91,800	60,100	11.9	8.1
昭和58年	935,400	854,300	1.09	70,800	54,800	8.2	6.9
昭和63年	1,015,200	907,800	1.12	79,800	53,500	8.5	6.3
平成5年	1,105,600	984,700	1.12	90,400	76,900	8.9	8.5
平成10年	1,198,300	1,043,400	1.15	92,700	58,700	8.4	6.0
平成15年	1,271,800	1,103,700	1.15	73,500	60,300	6.1	5.8
平成20年	1,356,200	1,156,700	1.17	84,400	53,000	6.6	4.8
平成25年	1,393,500	1,176,200	1.18	37,300	19,500	2.8	1.7
平成30年	1,430,700	1,216,500	1.18	37,200	40,300	2.7	3.4
令和5年	1,465,500	1,240,900	1.18	34,800	24,400	2.4	2.0

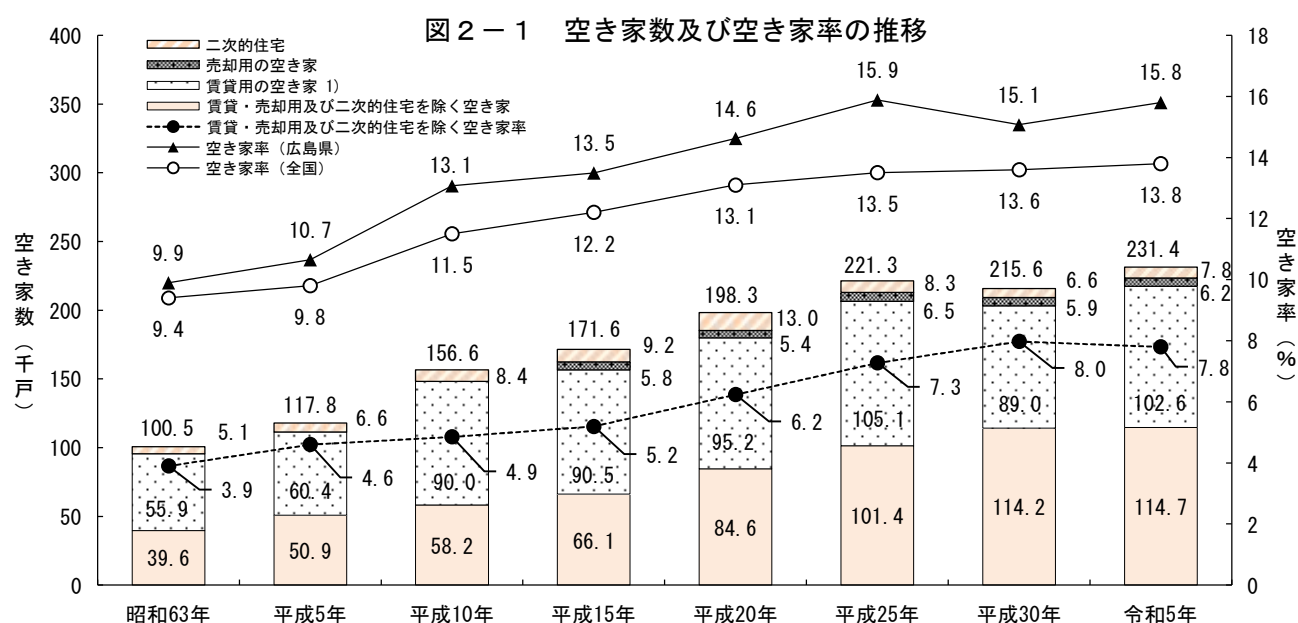
1) 居住世帯なしの住宅を含む。

2 空き家

- ◇ 空き家数は 231,400 戸と過去最多、空き家率（総住宅数に占める空き家の割合）は 15.8%
- ◇ 賃貸・売却用や二次的住宅（別荘など）を除く空き家が 500 戸の微増、総住宅数に占める割合は平成 30 年から 0.2 ポイント低下

総住宅数のうち、空き家は 231,400 戸と、平成 30 年（215,600 戸）と比べ、15,800 戸の増加で過去最多となっており、総住宅数に占める空き家の割合（空き家率）は 15.8%と、平成 30 年（15.1%）から 0.7 ポイント上昇している。

空き家数のうち、「賃貸・売却用及び二次的住宅を除く空き家」は 114,700 戸と、平成 30 年（114,200 戸）と比べ、500 戸の微増となっており、総住宅数に占める割合は 7.8%と、平成 30 年（8.0%）から 0.2 ポイント低下している。〈図 2-1、表 2-1〉



1) 昭和 63 年から平成 10 年までは、「賃貸用の空き家」に「売却用の空き家」を含む。

○空き家の種類と説明

空き家の種類		説明	
空き家	賃貸・売却用及び二次的住宅を除く空き家	賃貸用の空き家、売却用の空き家及び二次的住宅以外の人が住んでいない住宅で、例えば、転勤・入院などのため居住世帯が長期にわたって不在の住宅や建て替えなどのために取り壊すことになっている住宅など (注：空き家の種類の判断が困難な住宅を含む。)	
	賃貸用の空き家	新築・中古を問わず、賃貸のために空き家になっている住宅	
	売却用の空き家	新築・中古を問わず、売却のために空き家になっている住宅	
	二次的住宅	別荘	週末や休暇時に避暑・避寒・保養などの目的で使用される住宅で、ふだんは人が住んでいない住宅
	その他	ふだん住んでいる住宅とは別に、残業で遅くなったときに寝泊まりするなど、たまに寝泊まりしている人がいる住宅	

表 2-1 空き家数(居住世帯のない住宅のうち、一時現住者のみ及び建築中を除く)の市町別内訳

(単位:戸)

	令和5年					平成30年					増減数				
	空き家総数	賃貸・売却用及び二次的住宅を除く空き家	賃貸用の空き家	売却用の空き家	二次的住宅	空き家総数	賃貸・売却用及び二次的住宅を除く空き家	賃貸用の空き家	売却用の空き家	二次的住宅	空き家総数	賃貸・売却用及び二次的住宅を除く空き家	賃貸用の空き家	売却用の空き家	二次的住宅
全 国	9,001,600	3,856,000	4,435,800	326,200	383,500	8,488,600	3,487,200	4,327,200	293,200	381,000	513,000	368,800	108,600	33,000	2,500
広 島 県	231,400	114,700	102,600	6,200	7,800	215,600	114,200	89,000	5,900	6,600	15,800	500	13,600	300	1,200
広 島 市	73,700	22,300	47,900	2,500	1,100	73,000	26,900	41,400	3,000	1,700	700	▲ 4,600	6,500	▲ 500	▲ 600
中 区	14,070	1,560	11,790	590	130	14,740	2,260	11,470	380	630	▲ 670	▲ 700	320	210	▲ 500
東 区	9,010	2,740	5,780	280	210	8,430	4,120	3,900	300	110	580	▲ 1,380	1,880	▲ 20	100
南 区	10,060	2,480	7,160	230	190	8,750	3,120	5,390	180	60	1,310	▲ 640	1,770	50	130
西 区	12,750	3,350	9,020	250	130	12,160	3,780	7,300	890	180	590	▲ 430	1,720	▲ 640	▲ 50
安佐南区	8,620	2,520	5,620	450	40	10,360	3,480	6,450	250	180	▲ 1,740	▲ 960	▲ 830	200	▲ 140
安佐北区	9,590	5,040	3,910	300	340	8,370	5,090	2,900	310	70	1,220	▲ 50	1,010	▲ 10	270
安芸区	3,910	2,030	1,660	220	-	4,320	2,440	1,530	170	180	▲ 410	▲ 410	130	50	▲ 180
佐伯区	5,710	2,530	2,960	210	20	5,890	2,640	2,440	490	320	▲ 180	▲ 110	520	▲ 280	▲ 300
呉 市	30,350	19,840	8,810	850	850	27,960	20,160	6,860	240	700	2,390	▲ 320	1,950	610	150
竹 原 市	4,420	2,790	1,440	110	90	3,400	2,290	910	60	130	1,020	500	530	50	▲ 40
三 原 市	10,470	5,890	4,070	200	300	10,010	5,730	3,950	180	160	460	160	120	20	140
尾 道 市	15,260	10,570	3,880	340	480	14,320	10,040	3,590	240	450	940	530	290	100	30
福 山 市	34,230	15,920	17,030	1,050	230	30,110	13,470	15,460	760	410	4,120	2,450	1,570	290	▲ 180
府 中 市	4,000	2,260	1,540	60	130	3,370	2,050	1,110	120	80	630	210	430	▲ 60	50
三 次 市	6,070	3,780	2,120	20	150	4,680	2,640	1,880	160	10	1,390	1,140	240	▲ 140	140
庄 原 市	5,110	3,660	1,170	90	190	4,570	3,260	1,010	50	250	540	400	160	40	▲ 60
大 竹 市	3,080	1,980	860	140	100	2,390	1,140	1,130	80	40	690	840	▲ 270	60	60
東 広 島 市	13,970	6,720	6,340	310	600	12,730	5,440	6,330	380	580	1,240	1,280	10	▲ 70	20
廿 日 市 市	8,520	4,530	2,330	180	1,480	6,750	4,080	1,220	260	1,190	1,770	450	1,110	▲ 80	290
安 芸 高 田 市	3,020	2,590	230	60	140	3,220	2,680	450	30	50	▲ 200	▲ 90	▲ 220	30	90
江 田 島 市	4,280	2,800	520	50	920	4,000	3,300	490	40	170	280	▲ 500	30	10	750
府 中 町	2,890	1,060	1,720	70	50	2,360	720	1,340	180	120	530	340	380	▲ 110	▲ 70
海 田 町	1,800	560	1,140	30	60	1,510	760	630	20	100	290	▲ 200	510	10	▲ 40
熊 野 町	1,530	880	580	20	50	1,880	1,470	400	10	-	▲ 350	▲ 590	180	10	50
北 広 島 町	2,740	2,000	450	30	260	2,670	2,140	320	30	180	70	▲ 140	130	0	80
世 羅 町	1,310	1,090	80	30	110	2,070	1,650	240	60	120	▲ 760	▲ 560	▲ 160	▲ 30	▲ 10

注) 人口15,000人未満の4町(坂町、安芸太田町、大崎上島町、神石高原町)は非公表

- ◇ 空き家のうち、一戸建が108,600戸（46.9%）、共同住宅が110,100戸（注）（47.6%）
- ◇ 一戸建の空き家の約8割が賃貸・売却用や二次的住宅（別荘など）を除く空き家
- ◇ 共同住宅の空き家の8割が賃貸用の空き家

空き家を建て方別にみると、一戸建が108,600戸（空き家総数に占める割合46.9%）、共同住宅が110,100戸（同47.6%）などとなっている。

また、一戸建及び共同住宅における空き家の種類別割合をみると、一戸建は「賃貸・売却用及び二次的住宅を除く空き家」が最も多く84.6%（91,900戸）となっており、共同住宅は「賃貸用の空き家」が最も多く80.0%（88,100戸）となっている。＜表2-2、図2-2＞

（注）一戸建以外（長屋建、共同住宅、その他）の住宅数は、その建物内に入る一つ一つの住宅の数である。

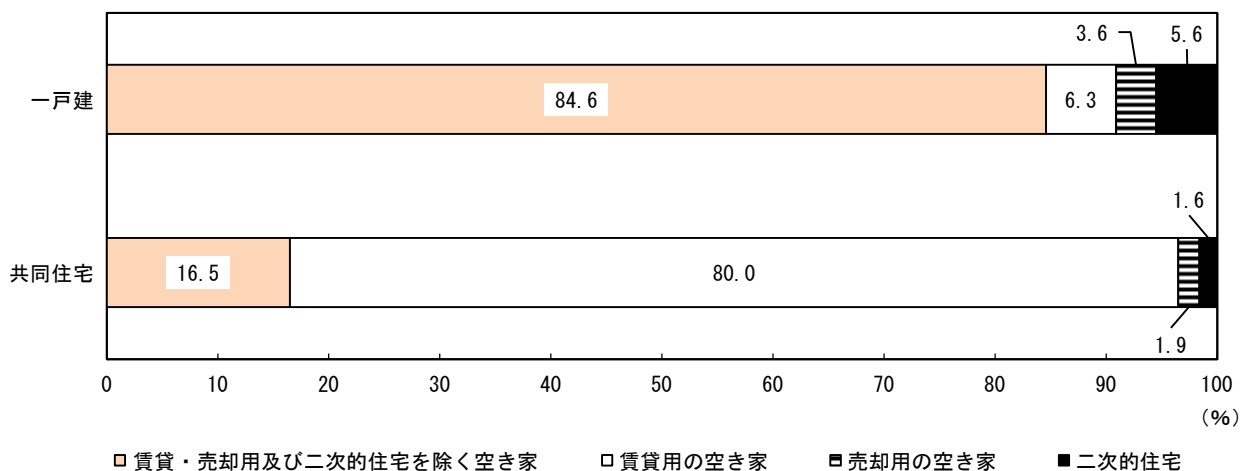
表2-2 住宅の建て方、空き家の種類別空き家数及び割合

	空き家の種類					
	総数	賃貸・売却用及び二次的住宅を除く空き家	賃貸用の空き家	売却用の空き家	二次的住宅（別荘）	二次的住宅（その他）
実数（戸）						
総数	231,400	114,700	102,600	6,200	2,800	5,000
一戸建	108,600	91,900	6,800	3,900	2,800	3,300
長屋建	11,800	4,000	7,600	200	-	100
共同住宅	110,100	18,200	88,100	2,100	100	1,600
その他	800	600	200	-	-	0
割合-1（%）1)						
総数	100	49.6	44.3	2.7	1.2	2.2
一戸建	46.9	39.7	2.9	1.7	1.2	1.4
長屋建	5.1	1.7	3.3	0.1	-	0.0
共同住宅	47.6	7.9	38.1	0.9	0.0	0.7
その他	0.3	0.3	0.1	-	-	0.0
割合-2（%）2)						
総数	100	49.6	44.3	2.7	1.2	2.2
一戸建	100	84.6	6.3	3.6	2.6	3.0
長屋建	100	33.9	64.4	1.7	-	0.8
共同住宅	100	16.5	80.0	1.9	0.1	1.5
その他	100	75.0	25.0	-	-	0.0

1) 空き家の総数に占める割合

2) 住宅の建て方別空き家の総数に占める割合

図2-2 住宅の建て方（一戸建及び共同住宅）、空き家の種類別割合



3 住宅の建て方

◇ 住宅を建て方別にみると、一戸建が676,500戸(55.1%)、共同住宅が520,500戸(42.4%)、このうち、共同住宅はこの30年間で約1.7倍の増加

居住世帯のある住宅(以下「住宅」という。)を建て方別にみると、一戸建が676,500戸、長屋建が28,200戸、共同住宅が520,500戸となっており、平成30年と比べ、一戸建が0.9%の増加、長屋建が20.3%の減少、共同住宅が4.3%の増加となっている。このうち、共同住宅は平成5年から令和5年までの30年間で約1.7倍増加しており、住宅全体に占める共同住宅の割合は42.4%で過去最高となっている。<図3、表3>

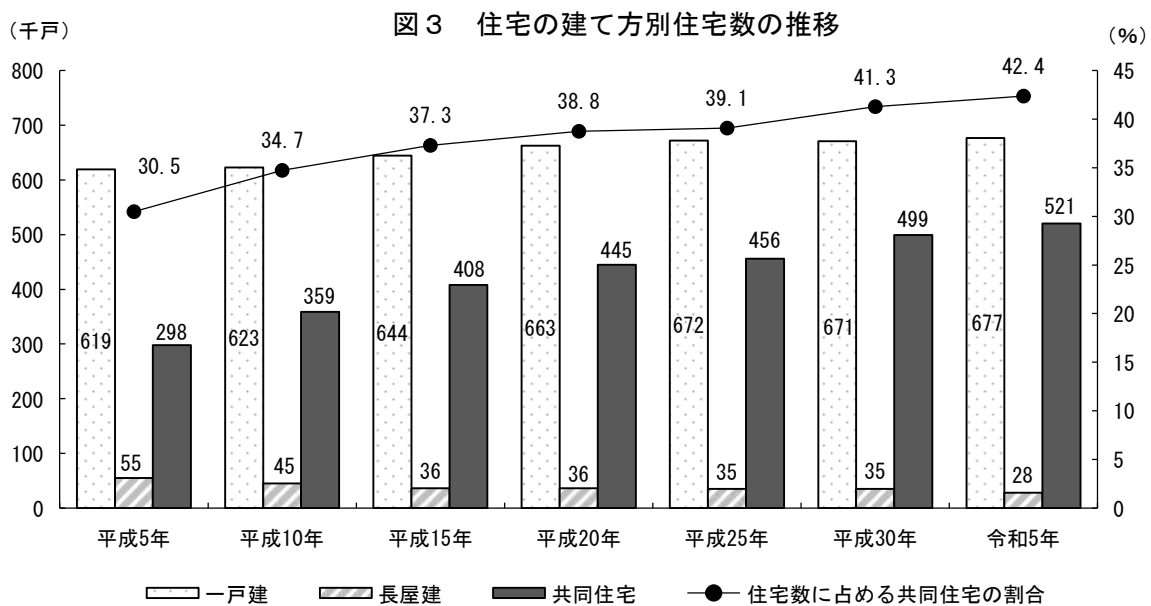


表3 住宅の建て方別住宅数の推移

年次	住宅数(戸)					割合(%)				
	総数	一戸建	長屋建	共同住宅	その他	総数	一戸建	長屋建	共同住宅	その他
平成5年	976,300	618,900	55,000	297,700	4,700	100	63.4	5.6	30.5	0.5
平成10年	1,032,700	622,600	45,000	358,800	6,300	100	60.3	4.4	34.7	0.6
平成15年	1,092,900	644,200	36,100	407,700	4,900	100	58.9	3.3	37.3	0.4
平成20年	1,147,600	662,700	36,100	444,700	4,000	100	57.7	3.1	38.8	0.3
平成25年	1,166,700	671,700	35,300	456,000	3,700	100	57.6	3.0	39.1	0.3
平成30年	1,208,800	670,600	35,400	499,100	3,700	100	55.5	2.9	41.3	0.3
令和5年	1,228,400	676,500	28,200	520,500	3,100	100	55.1	2.3	42.4	0.3
	増減数(戸)					増減率(%)				
	総数	一戸建	長屋建	共同住宅	その他	総数	一戸建	長屋建	共同住宅	その他
平成5年~平成10年	56,400	3,700	▲10,000	61,100	1,600	5.8	0.6	▲18.2	20.5	34.0
平成10年~平成15年	60,200	21,600	▲8,900	48,900	▲1,400	5.8	3.5	▲19.8	13.6	▲22.2
平成15年~平成20年	54,700	18,500	0	37,000	▲900	5.0	2.9	0.0	9.1	▲18.4
平成20年~平成25年	19,100	9,000	▲800	11,300	▲300	1.7	1.4	▲2.2	2.5	▲7.5
平成25年~平成30年	42,100	▲1,100	100	43,100	0	3.6	▲0.2	0.3	9.5	0.0
平成30年~令和5年	19,600	5,900	▲7,200	21,400	▲600	1.6	0.9	▲20.3	4.3	▲16.2

4 住宅の構造

◇ 住宅の非木造化が進行、この30年間で非木造の割合が30.1%から46.8%に上昇

住宅の構造別割合の推移をみると、平成5年から令和5年までの30年間で住宅全体に占める非木造の割合が30.1%から46.8%に上昇している一方、木造の割合が69.9%から53.2%に低下しており、住宅の非木造化が進行している。〈図4、表4〉

図4 住宅の構造別割合の推移

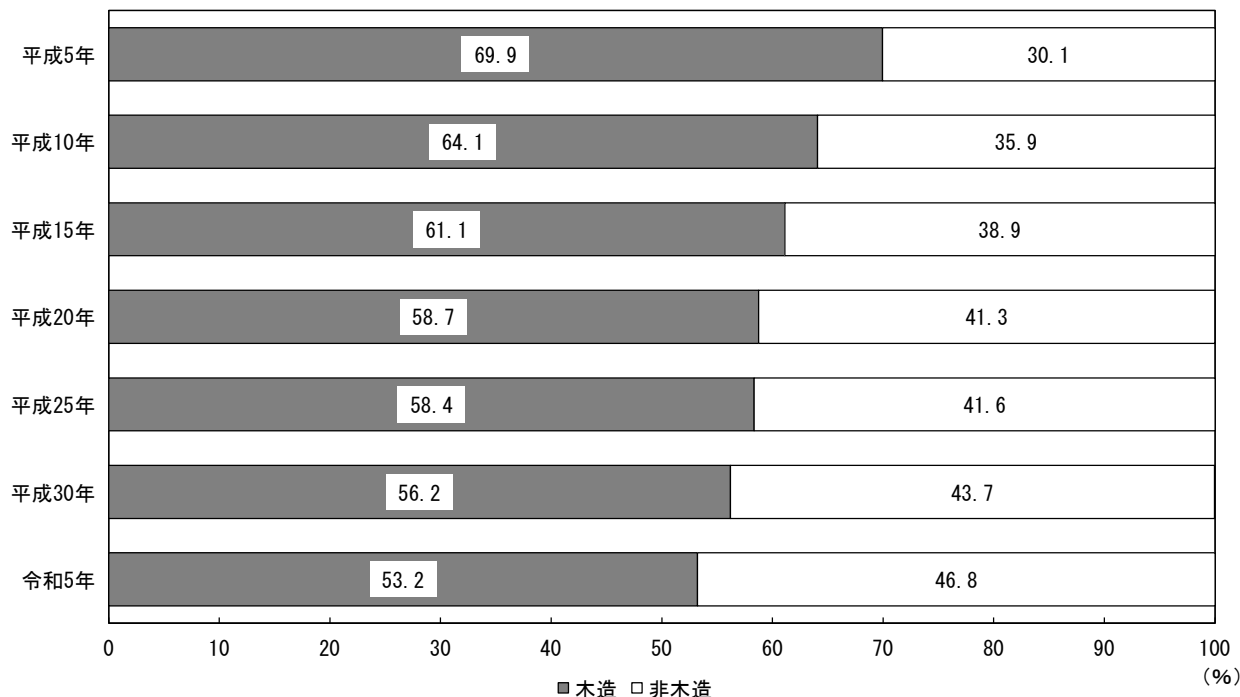


表4 住宅の構造別住宅数の推移

年次	総数	木造	非木造					
			総数	鉄筋・鉄骨コンクリート造	鉄骨造	ブロック造	その他 1)	
住宅数 (戸)	平成5年	976,300	682,800	293,500	266,700	-	5,200	21,600
	平成10年	1,032,700	661,600	371,100	341,000	-	3,600	26,500
	平成15年	1,092,900	667,900	425,000	354,800	68,500	-	1,700
	平成20年	1,147,600	674,100	473,400	376,400	93,900	-	3,100
	平成25年	1,166,700	680,900	485,800	386,700	96,600	-	2,500
	平成30年	1,208,800	679,900	528,800	422,300	102,300	-	4,200
	令和5年	1,228,400	653,900	574,500	476,400	96,200	-	1,900
割合 (%)	平成5年	100	69.9	30.1	27.3	-	0.5	2.2
	平成10年	100	64.1	35.9	33.0	-	0.3	2.6
	平成15年	100	61.1	38.9	32.5	6.3	-	0.2
	平成20年	100	58.7	41.3	32.8	8.2	-	0.3
	平成25年	100	58.4	41.6	33.1	8.3	-	0.2
	平成30年	100	56.2	43.7	34.9	8.5	-	0.3
	令和5年	100	53.2	46.8	38.8	7.8	-	0.2

1) 平成10年までの「その他」は鉄骨造を含む。平成15年以降の「その他」はブロック造を含む。

5 住宅の所有の関係

◇ 持ち家は760,900戸、持ち家住宅率は61.9%

住宅を所有の関係別にみると、持ち家が760,900戸で、住宅全体に占める持ち家住宅の割合（以下「持ち家住宅率」という。）は61.9%となっており、平成30年と比べ、0.5ポイントの上昇となっている。

借家は424,900戸で、住宅全体に占める割合は34.6%となっており、平成30年と比べ、1.1ポイントの低下となっている。借家の内訳をみると、「民営借家」が364,000戸（住宅全体に占める割合29.6%）と最も多く、次いで「公営の借家」が33,000戸（同2.7%）、「給与住宅」が27,300戸（同2.2%）、「都市再生機構(UR)・公社の借家」が500戸（同0.04%）となっている。＜図5、表5＞

図5 持ち家数、借家数及び持ち家住宅率の推移

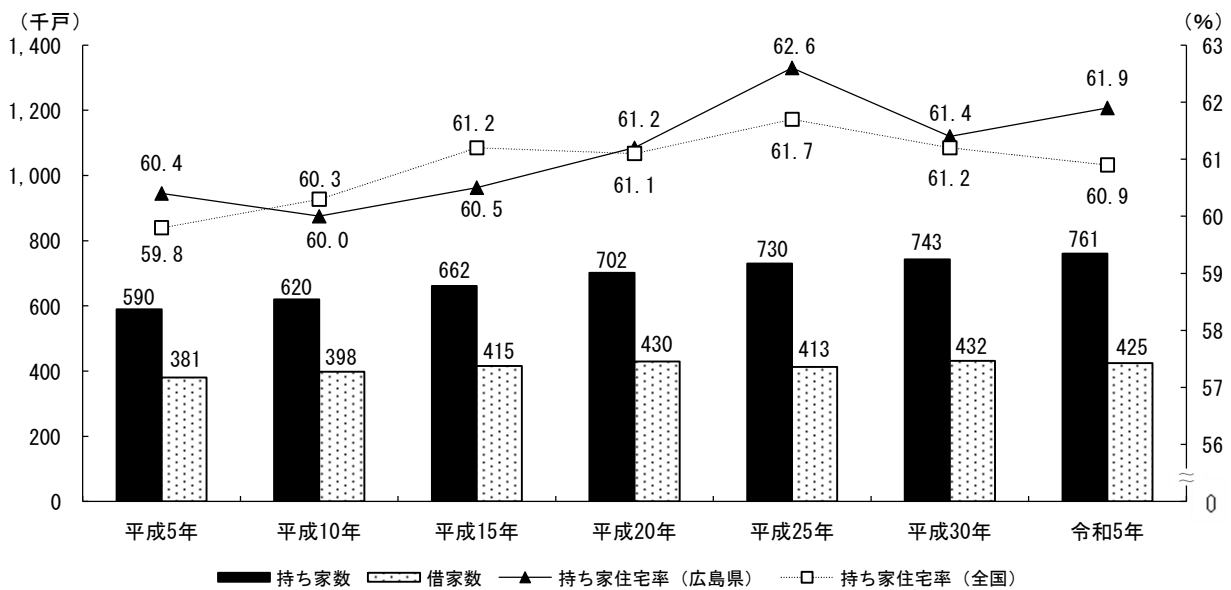


表5 住宅の所有の関係別住宅数の推移

年次	総数 1)	持ち家	借家				
			総数	公営の借家	都市再生機構 (UR)・公社の借家 2)	民営借家	給与住宅
住宅数 (戸)	平成5年	589,700	380,500	43,900	6,700	272,500	54,700
	平成10年	620,000	397,800	44,500	4,400	301,100	47,800
	平成15年	661,500	415,300	45,900	6,800	321,800	40,900
	平成20年	701,800	429,900	43,000	5,200	341,200	40,500
	平成25年	729,800	413,100	35,400	2,200	343,700	31,800
	平成30年	742,600	431,800	37,200	2,000	363,300	29,200
	令和5年	760,900	424,900	33,000	500	364,000	27,300
割合 (%)	平成5年	60.4	39.0	4.5	0.7	27.9	5.6
	平成10年	60.0	38.5	4.3	0.4	29.2	4.6
	平成15年	60.5	38.0	4.2	0.6	29.4	3.7
	平成20年	61.2	37.5	3.7	0.5	29.7	3.5
	平成25年	62.6	35.4	3.0	0.2	29.5	2.7
	平成30年	61.4	35.7	3.1	0.2	30.1	2.4
	令和5年	61.9	34.6	2.7	0.0	29.6	2.2

1) 住宅の所有の関係「不詳」を含む。

2) 平成15年までは「公団・公社の借家」として表章

6 住宅の規模

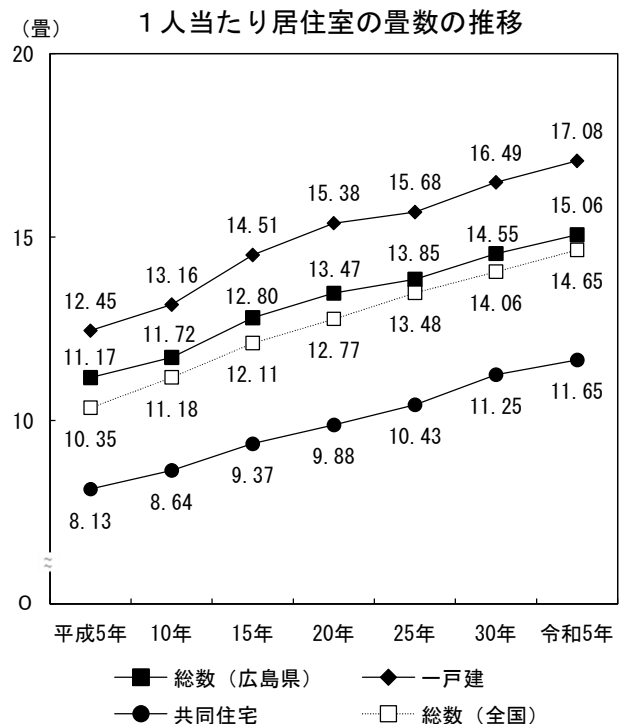
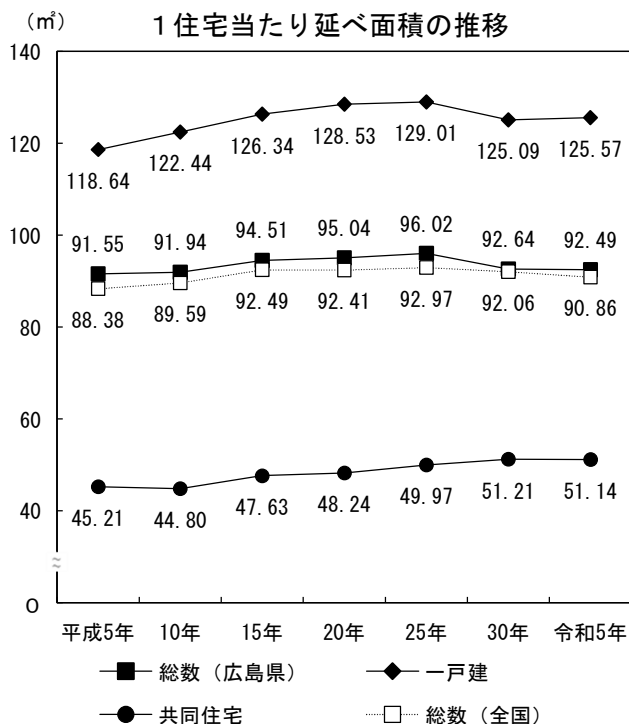
◇ 1住宅当たり居住室数、延べ面積は減少、1人当たり居住室の畳数は増加

住宅のうち居住専用に建築された住宅（以下「専用住宅」という。）について、1住宅当たりの住宅の規模をみると、居住室数は4.45室、居住室の畳数は33.2畳、延べ面積（居住室のほか玄関、トイレ、台所などを含めた住宅の床面積の合計）は92.49㎡で、1人当たり居住室の畳数は15.06畳、1室当たり人員は0.50人となっている。＜表6、図6＞

表6 専用住宅の建て方別住宅の規模の推移

住宅の規模		平成5年	平成10年	平成15年	平成20年	平成25年	平成30年	令和5年
総数	1住宅当たり居住室数 (室)	5.05	4.95	4.94	4.83	4.78	4.56	4.45
	1住宅当たり居住室の畳数 (畳)	32.00	31.84	33.07	32.96	33.21	33.37	33.20
	1住宅当たり延べ面積 (㎡)	91.55	91.94	94.51	95.04	96.02	92.64	92.49
	1人当たり居住室の畳数 (畳)	11.17	11.72	12.80	13.47	13.85	14.55	15.06
	1室当たり人員 (人)	0.57	0.55	0.52	0.51	0.50	0.50	0.50
一戸建	1住宅当たり居住室数 (室)	6.23	6.23	6.25	6.18	6.10	5.87	5.76
	1住宅当たり居住室の畳数 (畳)	40.35	40.63	42.38	42.58	42.44	42.96	42.78
	1住宅当たり延べ面積 (㎡)	118.64	122.44	126.34	128.53	129.01	125.09	125.57
	1人当たり居住室の畳数 (畳)	12.45	13.16	14.51	15.38	15.68	16.49	17.08
	1室当たり人員 (人)	0.52	0.50	0.47	0.45	0.44	0.44	0.43
共同住宅	1住宅当たり居住室数 (室)	2.98	2.93	3.00	2.93	2.93	2.88	2.81
	1住宅当たり居住室の畳数 (畳)	17.77	18.33	19.47	19.61	20.42	21.20	21.28
	1住宅当たり延べ面積 (㎡)	45.21	44.80	47.63	48.24	49.97	51.21	51.14
	1人当たり居住室の畳数 (畳)	8.13	8.64	9.37	9.88	10.43	11.25	11.65
	1室当たり人員 (人)	0.73	0.72	0.69	0.68	0.67	0.66	0.65

図6 専用住宅の建て方別1住宅当たり延べ面積、1人当たり居住室の畳数の推移



7 借家の家賃

◇ 借家（専用住宅）の1か月当たり家賃は6.6%の増加

借家（専用住宅）の1か月当たり家賃は51,555円となっており、平成30年と比べ、6.6%の増加となっている。これを借家（専用住宅）の種類別にみると、「公営の借家」が21,184円（3.8%増）、「都市再生機構（UR）・公社の借家」が48,355円（18.3%増）、「民営借家（木造）」が51,711円（6.8%増）、「民営借家（非木造）」が56,890円（5.4%増）、「給与住宅」が32,446円（1.5%減）となっている。

借家（専用住宅）の1畳当たり家賃は、2,852円となっており、「民営借家（非木造）」が3,384円と最も高い。〈表7、図7〉

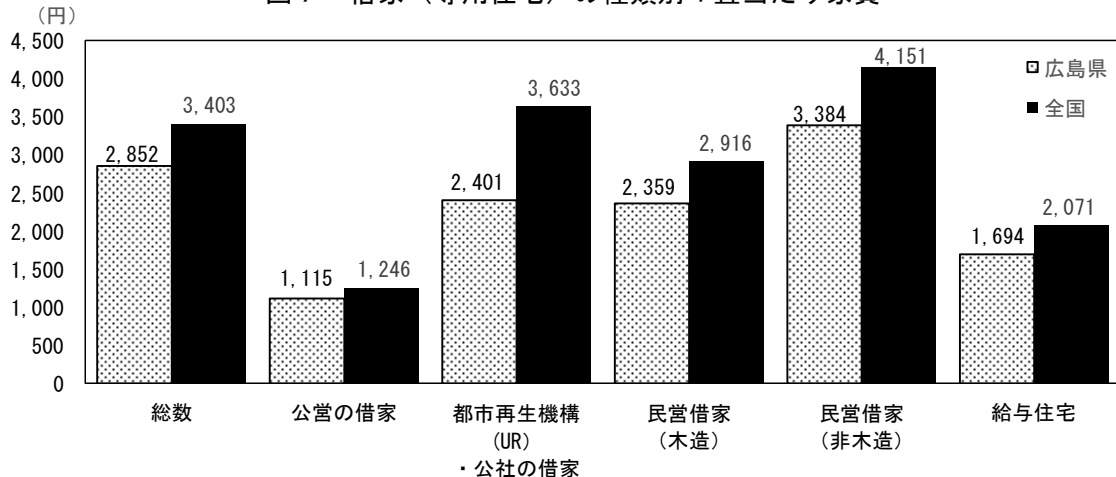
表7 借家（専用住宅）の種類別家賃の推移

	総数 1)	公営の借家	都市再生機構 (UR)・公社 の借家 2)	民営借家 (木造)	民営借家 (非木造)	給与住宅
1か月当たり家賃 (円)						
平成15年	44,074	18,366	35,289	44,035	54,090	22,680
平成20年	46,318	18,780	43,900	46,041	54,618	25,461
平成25年	47,333	18,620	48,313	48,115	53,830	27,189
平成30年	48,361	20,412	40,868	48,412	53,954	32,955
令和5年	51,555	21,184	48,355	51,711	56,890	32,446
増減率 (%)						
平成15年-平成20年	5.1	2.3	24.4	4.6	1.0	12.3
平成20年-平成25年	2.2	▲ 0.9	10.1	4.5	▲ 1.4	6.8
平成25年-平成30年	2.2	9.6	▲ 15.4	0.6	0.2	21.2
平成30年-令和5年	6.6	3.8	18.3	6.8	5.4	▲ 1.5
1畳当たり家賃 (円)						
平成15年	2,379	946	2,009	2,028	3,309	1,088
平成20年	2,531	994	2,425	2,065	3,371	1,187
平成25年	2,561	977	2,573	2,100	3,238	1,402
平成30年	2,569	1,018	2,578	2,051	3,174	1,561
令和5年	2,852	1,115	2,401	2,359	3,384	1,694
増減率 (%)						
平成15年-平成20年	6.4	5.1	20.7	1.8	1.9	9.1
平成20年-平成25年	1.2	▲ 1.7	6.1	1.7	▲ 3.9	18.1
平成25年-平成30年	0.3	4.2	0.2	▲ 2.3	▲ 2.0	11.3
平成30年-令和5年	11.0	9.5	▲ 6.9	15.0	6.6	8.5

1)住宅の所有の関係「不詳」を含む。

2)平成15年までは「公団・公社の借家」として表章

図7 借家（専用住宅）の種類別1畳当たり家賃



8 高齢者のいる世帯の状況

◇ 高齢者のいる主世帯は 43.9%、75 歳以上の世帯員がいる主世帯は 26.3%

65 歳以上の世帯員がいる主世帯（以下、「高齢者のいる世帯」という。）は 539,800 世帯で、主世帯全体に占める割合は 43.9%となっており、平成 30 年に比べ 2.0 ポイント上昇している。

また、75 歳以上の世帯員がいる主世帯は 322,500 世帯で、主世帯全体に占める割合は 26.3%となっており、平成 30 年に比べ 3.7 ポイント上昇している。<図 8-1、表 8-1>

図 8-1 高齢者のいる世帯数及び割合の推移

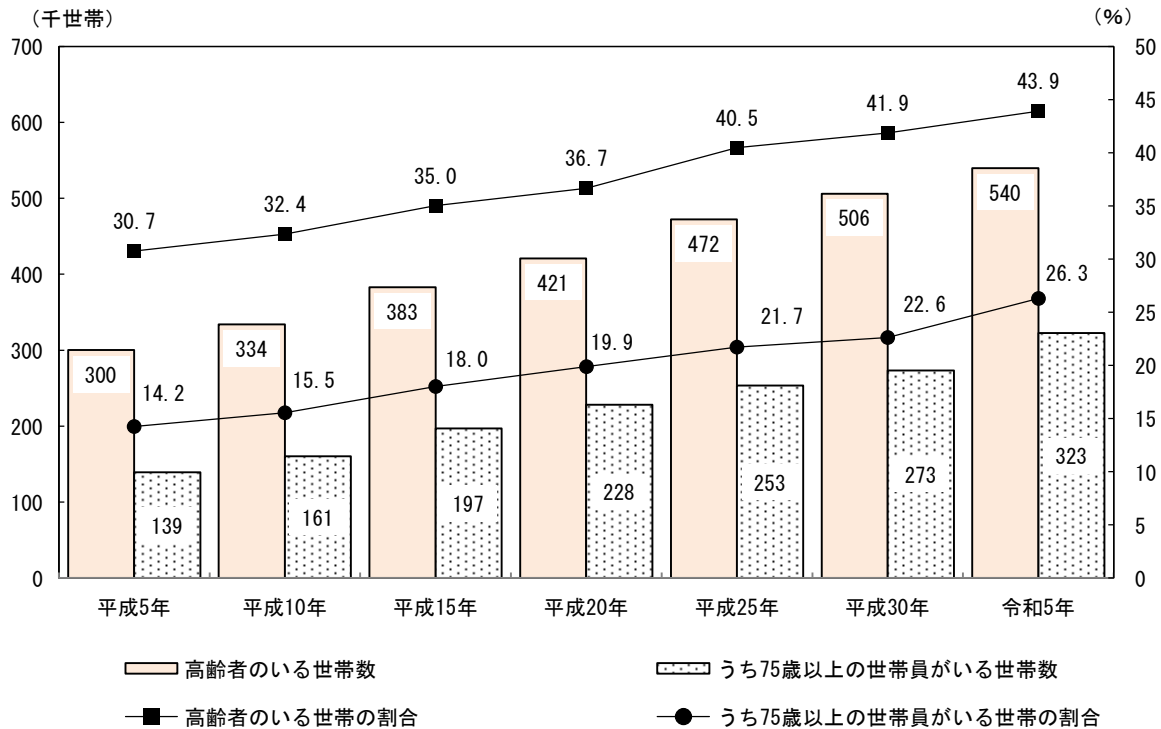


表 8-1 高齢者のいる世帯の世帯の型別世帯数

	主世帯総数	うち高齢者（65歳以上）のいる主世帯				うち75歳以上の世帯員がいる世帯
		総数	高齢単身世帯	高齢者のいる夫婦のみの世帯	高齢者のいるその他の世帯	
実数（世帯）						
平成5年	976,300	300,100	59,400	82,100	158,600	139,100
平成10年	1,032,700	334,200	71,200	97,700	165,300	160,500
平成15年	1,092,900	382,900	91,800	118,300	172,800	197,000
平成20年	1,147,600	420,800	107,700	132,700	180,400	228,100
平成25年	1,166,700	472,100	127,500	152,200	192,400	253,400
平成30年	1,208,800	506,200	147,500	168,000	190,700	273,400
令和5年	1,228,400	539,800	176,800	173,800	189,200	322,500
主世帯総数に占める割合 (%)						
平成5年	100.0	30.7	6.1	8.4	16.2	14.2
平成10年	100.0	32.4	6.9	9.5	16.0	15.5
平成15年	100.0	35.0	8.4	10.8	15.8	18.0
平成20年	100.0	36.7	9.4	11.6	15.7	19.9
平成25年	100.0	40.5	10.9	13.0	16.5	21.7
平成30年	100.0	41.9	12.2	13.9	15.8	22.6
令和5年	100.0	43.9	14.4	14.1	15.4	26.3

◇ 高齢者のいる世帯の 83.4%が持ち家、高齢者単身世帯の 28.6%が借家に居住

高齢者のいる世帯が居住する住宅の所有の関係別に割合をみると、持ち家が 83.4%、借家が 16.5%となっており、主世帯全体の持ち家の割合（61.9%）に比べ、持ち家の割合が 21.5 ポイント高くなっている。一方、高齢単身世帯では、借家の割合が 28.6%と、高齢者のいる世帯全体と比較して借家の割合が高くなっている。＜図 8-2、表 8-2＞

図 8-2 世帯の型、住宅の所有の関係別割合（高齢者のいる世帯）

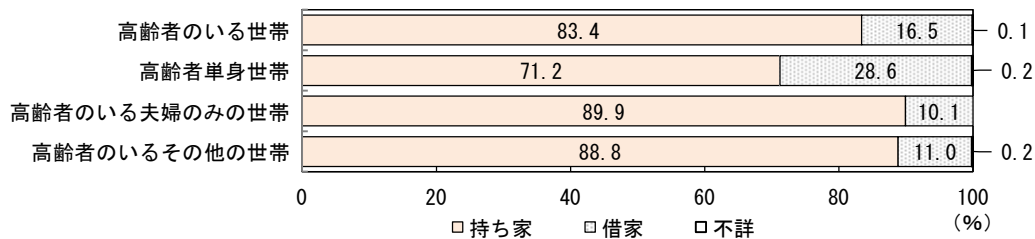


表 8-2 世帯の型、住宅の所有の関係別主世帯数及び割合（高齢者のいる世帯）

	総数 1)	持ち家	借家					給与住宅
			総数	公営の借家	都市再生機構 (UR)・公社の借家	民営借家		
						木造	非木造	
実数 (世帯)								
主世帯	1,228,400	760,900	424,900	33,000	500	79,300	284,700	27,300
うち高齢者のいる世帯	539,800	450,000	89,000	20,000	300	24,300	42,900	1,500
高齢者単身世帯	176,800	125,800	50,600	12,700	100	11,800	25,400	600
高齢者のいる夫婦のみの世帯	173,800	156,200	17,500	3,800	100	5,700	7,600	300
高齢者のいるその他の世帯	189,200	168,000	20,900	3,500	100	6,800	9,900	600
割合 (%)								
主世帯	100	61.9	34.6	2.7	0.0	6.5	23.2	2.2
うち高齢者のいる世帯	100	83.4	16.5	3.7	0.1	4.5	7.9	0.3
高齢者単身世帯	100	71.2	28.6	7.2	0.1	6.7	14.4	0.3
高齢者のいる夫婦のみの世帯	100	89.9	10.1	2.2	0.1	3.3	4.4	0.2
高齢者のいるその他の世帯	100	88.8	11.0	1.8	0.1	3.6	5.2	0.3

1) 住宅の所有の関係「不詳」を含む。

◇ 高齢者等のための設備がある住宅は住宅全体の 57.3%、6.1 ポイントの上昇

高齢者等のための設備がある住宅は 703,800 戸で、住宅全体の 57.3%となっており、平成 30 年と比べ、6.1 ポイント上昇している。住宅の設備状況の割合をみると、「手すりがある」が 45.5%、「またぎやすい高さの浴槽」が 21.3%、「廊下などが車いすで通行可能な幅」が 17.3%、「段差のない屋内」が 22.1%、「道路から玄関まで車いすで通行可能」が 14.0%となっており、いずれも平成 30 年と比べ上昇している。＜表 8-3＞

表 8-3 高齢者等のための設備状況別住宅数（平成 30 年、令和 5 年）

高齢者等のための設備状況	平成30年		令和5年	
	実数 (戸)	割合 (%)	実数 (戸)	割合 (%)
住宅総数 1)	1,208,800	100.0	1,228,400	100.0
高齢者等のための設備がある 2)	619,500	51.2	703,800	57.3
手すりがある	507,900	42.0	558,900	45.5
またぎやすい高さの浴槽	229,900	19.0	262,000	21.3
浴室暖房乾燥機 3)	-	-	300,200	24.4
廊下などが車いすで通行可能な幅	189,000	15.6	212,600	17.3
段差のない屋内	251,100	20.8	272,000	22.1
道路から玄関まで車いすで通行可能	150,000	12.4	172,200	14.0

1) 高齢者等のための設備状況「不詳」を含む。

2) 複数回答であるため、内訳の合計とは必ずしも一致しない。

3) 令和 5 年調査から回答選択肢に追加

9 現住居以外の住宅の所有状況

- ◇ 現住居以外の住宅を所有している主世帯は 128,600 世帯（10.5%）
- ◇ うち空き家を所有している世帯は 45,000 世帯（3.7%）
- ◇ 世帯が所有する空き家のうち、59.6%は賃貸・売却用や二次的住宅（別荘など）を除く空き家

主世帯のうち、現住居以外の住宅を所有している世帯は 128,600 世帯（主世帯全体に占める割合 10.5%）となっている。居住世帯のある住宅を所有している世帯は 97,000 世帯（同 7.9%）、居住世帯のない住宅（空き家）を所有している世帯は 45,000 世帯（同 3.7%）となっている。

世帯が所有する居住世帯のない住宅（空き家）の主な用途別割合をみると、「賃貸・売却用及び二次的住宅を除く空き家」が 59.6%と最も高くなっている。＜表 9、図 9＞

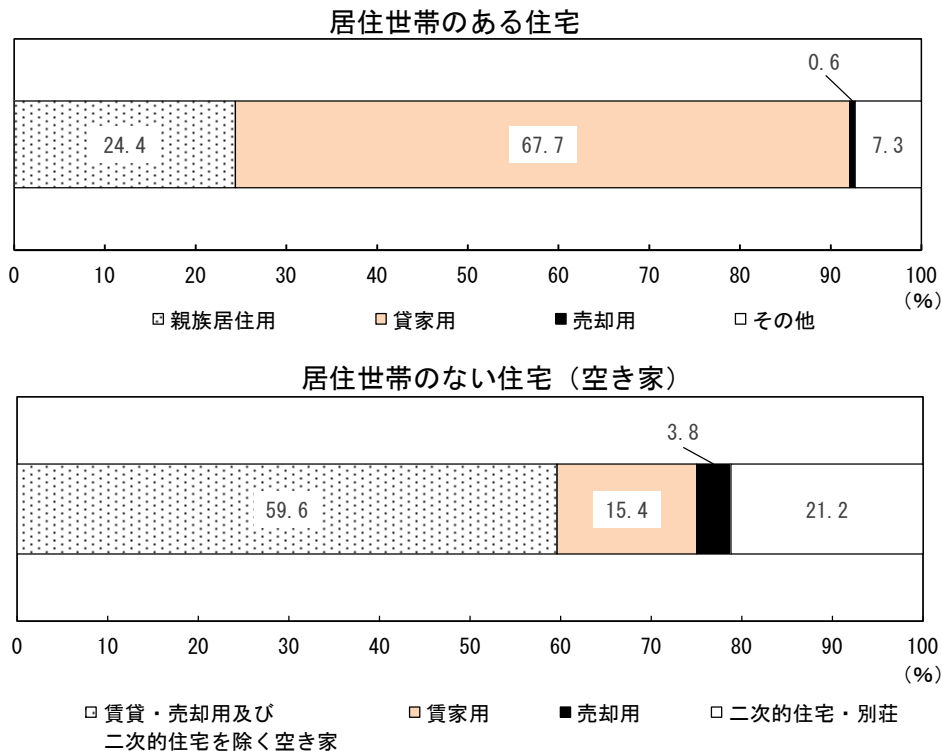
表 9 現住居以外に所有する住宅の主な用途別主世帯数、住宅数

	主世帯 総数	うち現住居以外の住宅を所有している世帯										
		総数 2)	居住世帯のある住宅					居住世帯のない住宅（空き家）				
			総数	親族居 住用	貸家用	売却用	その他	総数	賃貸・売却用及 び二次的住宅を 除く空き家	貸家用	売却用	二次的住 宅・別荘
世帯数（世帯） 1)	1,228,400	128,600	97,000	53,500	29,400	1,400	16,700	45,000	26,900	4,500	3,100	11,500
割合（%）	100.0	10.5	7.9	4.4	2.4	0.1	1.4	3.7	2.2	0.4	0.3	0.9
所有する住宅数（戸）		216,000	164,000	40,000	111,000	1,000	12,000	52,000	31,000	8,000	2,000	11,000
割合（%）		100.0	24.4	67.7	0.6	7.3	100.0	59.6	15.4	3.8	21.2	

1) 複数の住宅を所有する場合、それぞれの住宅の主な用途について世帯を計上しているため、内訳は総数に一致しない。

2) 現住居以外に所有する住宅の主な用途「不詳」を含む。

図 9 現住居以外に所有する住宅の主な用途別割合



付表 市町別の主な指標（令和5年）

	総住宅数（戸）			空き家				総数	居住世帯のある住宅				所有の関係	
	令和5年	（参考） 平成30年	平成30年～ 令和5年の 増減率 （%）	空き家数 （戸）	賃貸・売却 用及び二次 的住宅を除 く空き家数 （戸）		空き家率 （%）		建て方		所有の関係			
					空き家率 （%）	空き家率 （%）			うち 一戸建 （戸）	割合 （%）	うち 共同住宅 （戸）	割合 （%）	うち 持ち家 （戸）	割合 （%）
広島県	1,465,500	1,430,700	2.4	231,400	15.8	114,700	7.8	1,228,400	676,500	55.1	520,500	42.4	760,900	61.9
広島市	628,800	612,100	2.7	73,700	11.7	22,300	3.5	553,000	225,200	40.7	317,200	57.4	295,700	53.5
中区	96,480	94,780	1.8	14,070	14.6	1,560	1.6	82,070	9,080	11.1	72,200	88.0	29,380	35.8
東区	62,200	60,830	2.3	9,010	14.5	2,740	4.4	53,020	22,970	43.3	28,730	54.2	30,280	57.1
南区	80,840	77,820	3.9	10,060	12.4	2,480	3.1	70,530	20,860	29.6	48,410	68.6	34,200	48.5
西区	106,740	103,010	3.6	12,750	11.9	3,350	3.1	93,920	25,500	27.2	66,840	71.2	42,590	45.3
安佐南区	117,060	110,850	5.6	8,620	7.4	2,520	2.2	107,840	50,310	46.7	55,280	51.3	56,000	51.9
安佐北区	67,320	65,040	3.5	9,590	14.2	5,040	7.5	57,380	42,380	73.9	13,490	23.5	42,780	74.6
安芸区	33,580	36,520	▲ 8.1	3,910	11.6	2,030	6.0	29,600	19,650	66.4	9,320	31.5	21,070	71.2
佐伯区	64,610	63,270	2.1	5,710	8.8	2,530	3.9	58,620	34,490	58.8	22,970	39.2	39,350	67.1
呉市	122,990	123,500	▲ 0.4	30,350	24.7	19,840	16.1	92,100	58,140	63.1	30,580	33.2	64,700	70.2
竹原市	14,190	13,890	2.2	4,420	31.1	2,790	19.7	9,620	7,560	78.6	1,630	16.9	7,160	74.4
三原市	48,050	49,640	▲ 3.2	10,470	21.8	5,890	12.3	37,360	26,660	71.4	9,900	26.5	27,300	73.1
尾道市	69,650	69,510	0.2	15,260	21.9	10,570	15.2	54,110	40,850	75.5	11,030	20.4	40,450	74.8
福山市	227,320	217,050	4.7	34,230	15.1	15,920	7.0	192,340	126,830	65.9	60,490	31.4	127,550	66.3
府中市	17,980	18,070	▲ 0.5	4,000	22.2	2,260	12.6	13,860	11,090	80.0	1,910	13.8	10,670	77.0
三次市	26,170	24,930	5.0	6,070	23.2	3,780	14.4	20,050	15,500	77.3	4,050	20.2	14,340	71.5
庄原市	18,270	18,830	▲ 3.0	5,110	28.0	3,660	20.0	13,110	10,280	78.4	2,410	18.4	9,820	74.9
大竹市	14,540	13,710	6.1	3,080	21.2	1,980	13.6	11,320	7,650	67.6	3,230	28.5	7,440	65.7
東広島市	106,720	99,290	7.5	13,970	13.1	6,720	6.3	92,580	52,520	56.7	37,930	41.0	54,360	58.7
廿日市市	55,280	53,260	3.8	8,520	15.4	4,530	8.2	46,470	32,010	68.9	12,980	27.9	34,190	73.6
安芸高田市	13,690	14,800	▲ 7.5	3,020	22.1	2,590	18.9	10,440	9,430	90.3	890	8.5	8,770	84.0
江田島市	13,720	14,910	▲ 8.0	4,280	31.2	2,800	20.4	9,240	7,750	83.9	1,090	11.8	7,320	79.2
府中町	25,010	23,940	4.5	2,890	11.6	1,060	4.2	22,000	8,550	38.9	12,820	58.3	13,650	62.0
海田町	16,510	14,140	16.8	1,800	10.9	560	3.4	14,630	5,750	39.3	7,970	54.5	7,780	53.2
熊野町	11,080	11,720	▲ 5.5	1,530	13.8	880	7.9	9,530	8,140	85.4	920	9.7	7,820	82.1
北広島町	9,740	9,940	▲ 2.0	2,740	28.1	2,000	20.5	6,950	6,130	88.2	530	7.6	5,780	83.2
世羅町	7,330	7,810	▲ 6.1	1,310	17.9	1,090	14.9	5,990	5,100	85.1	770	12.9	4,840	80.8

注) 人口15,000人未満の4町（坂町、安芸太田町、大崎上島町、神石高原町）は非公表

調査の概要

1 調査の目的

住宅・土地統計調査は、我が国における住宅及び住宅以外で人が居住する建物に関する実態並びに現住居以外の住宅及び土地の保有状況その他の住宅等に居住している世帯に関する実態を調査し、その現状と推移を全国及び地域別に明らかにすることにより、住生活関連諸施策の基礎資料を得ることを目的としている。

調査は昭和23年以来5年ごとに実施しており、令和5年住宅・土地統計調査はその16回目に当たる。

2 調査の時期

調査は、令和5年10月1日午前零時現在で実施した。

3 調査の地域

全国の令和2年国勢調査調査区の中から全国平均約5分の1の調査区を抽出し、これらの調査区において令和5年2月1日現在により設定した単位区のうち、約20万単位区について調査した。

4 調査の対象

調査期日において調査単位区内から抽出した住宅及び住宅以外で人が居住する建物並びにこれらに居住している世帯（1調査単位区当たり17住戸、計約340万住戸・世帯）を対象とした。ただし、次に掲げる施設及びこれらに居住する世帯は、調査の対象から除外した。

- (1) 外国の大使館、公使館、領事館その他の外国政府の公的機関や国際機関が管理している施設及び外交官・領事官やその随員（家族を含む。）が居住している住宅
- (2) 皇室用財産である施設
- (3) 拘置所、刑務所、少年刑務所、少年院、少年鑑別所、婦人補導院及び入国者収容所
- (4) 自衛隊の営舎その他の施設
- (5) 在日米軍用施設

5 調査事項

世帯に配布する調査票甲及び乙並びに調査員が記入する建物調査票により、次に掲げる事項を調査した。

【調査票甲】

- (1) 世帯に関する事項
 - ア 世帯主又は世帯の代表者の氏名
 - イ 構成
 - ウ 同居世帯に関する事項
 - エ 年間収入
- (2) 家計を主に支える世帯員又は世帯主に関する事項
 - ア 従業上の地位
 - イ 通勤時間
 - ウ 子の住んでいる場所
 - エ 現住居に入居した時期
 - オ 前住居に関する事項
- (3) 住宅に関する事項
 - ア 居住室の数及び広さ
 - イ 所有関係に関する事項
 - ウ 家賃又は間代等に関する事項
 - エ 構造
 - オ 床面積
 - カ 建築時期
 - キ 設備に関する事項
 - ク 建て替え等に関する事項
 - ケ 増改築及び改修工事に関する事項
 - コ 耐震に関する事項
- (4) 現住居の敷地に関する事項
 - ア 敷地の所有関係に関する事項
 - イ 敷地面積
 - ウ 取得方法・取得時期等
- (5) 現住居以外の住宅に関する事項
 - ア 所有関係に関する事項
 - イ 利用に関する事項
- (6) 現住居以外の土地に関する事項
 - ア 所有関係に関する事項
 - イ 利用に関する事項

【調査票乙】

上記【調査票甲】(1)～(6)に、以下の事項を加えて調査した。

- (3) 住宅に関する事項
 - サ 現住居の名義
- (4) 現住居の敷地に関する事項
 - エ 所有地の名義
- (5) 現住居以外の住宅に関する事項
 - ウ 所在地
 - エ 建て方
 - オ 取得方法
 - カ 建築時期
 - キ 居住世帯のない期間
- (6) 現住居以外の土地に関する事項
 - ウ 所在地
 - エ 面積に関する事項
 - オ 取得方法
 - カ 取得時期

【建物調査票】

- (1) 住宅に関する事項
 - ア 世帯の存しない住宅の種別
 - イ 種類
- (2) 建物に関する事項
 - ア 建て方
 - イ 世帯の存しない建物の構造
 - ウ 腐朽・破損の有無
 - エ 建物全体の階数
 - オ 敷地に接している道路の幅員
 - カ 建物内総住宅数
 - キ 設備に関する事項
 - ク 住宅以外で人が居住する建物の種類

6 調査の方法

調査票甲・乙は、調査員、調査員の事務を一部行う指導員及び調査員事務を受託した事業者が、調査世帯に調査書類を配布し、調査世帯が、インターネットにより回答する方法、記入した調査票を調査員等に提出する方法又は郵送により提出する方法により行った。

また、建物調査票は、調査員等が建物の外観を確認したり、世帯や建物の管理者に確認するなどして作成した。

7 結果の公表

結果は、住宅数概数集計、住宅及び世帯に関する基本集計、住宅の構造等に関する集計及び土地集計から成り、インターネットへの掲載、報告書の刊行などにより公表する。

なお、住宅数概数集計による結果は速報値であり、住宅及び世帯に関する基本集計等による結果とは、必ずしも一致しない。